

函館市町会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明るく住みよい地域社会の実現および住民福祉の増進を図るため、町会の自主的な活動を促進することを目的とした町会交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、町会とは、本市の一定の区域内に居住する住民の親睦をもとに、明るく住みよい地域社会の実現および住民福祉の増進を図ることを目的として自主的に組織された団体であつて、市長に届出のあつたものをいう。

(交付金の額)

第3条 4月1日（以下「基準日」という。）に存続する町会に交付する交付金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 世帯割の額 基準日における町会世帯数（第5条に定める方法で認定した世帯数をいう。以下同じ。）に500円を乗じて得た額

(2) 組織割の額 120,000円

2 年度の中途において新たに設立された町会（分割後に存続する町会を含み、町会の合併により設立された町会を除く。）に交付する交付金の額は、町会が設立された日（以下「設立日」という。）または分割された日（以下「分割日」という。）における世帯割の額および組織割の額の合計額に、設立日または分割日から交付金を交付する年度の3月31日までの日数を乗じ、365日（閏年にあつては、366日）で除して得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、令和5年4月1日以後に2以上の町会が合併した場合において、合併後に存続する町会または合併により設立された町会（以下総称して「合併後町会」という。）に交付する組織割の額は、当該合併が行われた日から起算して5年が経過した日（合併後町会が分割した場合は、分割した日の前日）まで、当該

合併により消滅した町会および他の町会を編入した町会がなお存続した場合に算定される額の合算額を下回らないように算定した額とする。ただし、合併により消滅した町会に対し、既に合併が行われた日の属する年度の交付金を交付している場合は、合併後町会に交付したものとみなす。

(町会の解散等に伴う交付金の額の変更)

第4条 交付金の交付の決定を受けた町会が当該年度の中途において解散(町会の合併による解散は除く。)または分割した場合における解散した町会または分割前の町会に交付する交付金の額は、基準日(年度の中途において新たに設立された町会にあつては、設立日)から解散または分割した日の前日までの日数を乗じ、365日(閏年にあつては、366日)で除して得た額に変更するものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(町会世帯数の認定方法)

第5条 町会世帯数の認定方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 町の区域の全部を町会の区域としている場合 町の区域の世帯数

(2) 町の区域の一部を町会の区域としている場合 町の区域の世帯数に当該町会から次条の町会加入世帯数申告書で申告のあった町会加入世帯数(以下この号において「申告世帯数」という。)を乗じ、当該町の区域を町会の区域とする町会の申告世帯数の総数で除して得た世帯数

(3) 町の区域の全部および他の町の区域の一部を町会の区域としている場合 前2号の規定により認定した世帯数を合計した世帯数

(4) 町の区域の一部および他の町の区域の一部を町会の区域としている場合 第2号の規定により認定した世帯数を合計した世帯数

2 前項の町会世帯数の認定の基礎となる町の区域の世帯数は、基準日(年度の中途において新たに設立された町会にあつては、設立日)の属する月の前月末日現在における住民基本台帳の世帯数から別に定め

る世帯の世帯数を減じた世帯数とする。

(町会加入世帯数の申告)

第6条 交付金の交付を申請しようとする町会は、市長の指定する期日までに、町会加入世帯数申告書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付の申請)

第7条 前条の町会加入世帯数申告書を提出した町会は、市長から交付金の交付に関し、通知があったときは、市長の指定する期日までに、町会交付金交付申請書(別記第2号様式)および次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 町会の総会において承認された事業計画書またはこれに類する書類(市長の指定する期日までに、総会において承認を受けることが困難であると市長が特に認めるときは、総会に提出予定の書類に代えることができる。この場合において、承認を受けた後、速やかにその書類を提出しなければならない。次号において同じ。)

(2) 町会の総会において承認された収支予算書またはこれに類する書類

(3) 町会規約(町会規約を変更した町会または新たに設立された町会に限る。)

(4) 町会区域図(町会の区域を変更した町会または新たに設立された町会に限る。)

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付金の交付)

第8条 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、交付金の交付の条件等を付した指令書(別記第3号様式)を前条の申請をした町会に交付するものとする。

2 前項の指令書の交付を受けた町会は、速やかに交付金の交付の条件等の全文を記載した請書を市長に提出しなければならない。

3 交付金は、前項の請書を提出した後に交付するものとする。この場合において、交付金は、前金払で交付する。

(事業実績報告)

第9条 交付金の交付を受けた町会は、交付金の交付を受けた年度終了後において、当該年度の事業実績および収支決算を当該町会の総会において承認を受け、4月末日までに、町会交付金事業実績報告書（別記第4号様式）および次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 町会の総会において承認された事業実績書またはこれに類する書類（4月末日までに、総会において承認を受けることが困難なときは、総会に提出予定の書類に代えることができる。この場合において、承認を受けた後、速やかにその書類を提出しなければならない。次号において同じ。）

(2) 町会の総会において承認された収支決算書またはこれに類する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第10条 市長は、町会が、第8条第1項の指令書に付した交付金の交付の条件等またはこの要綱の規定に違反したときは、交付金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

(交付金の返還)

第11条 市長は、第4条の規定による交付金の額の変更または前条の規定による交付金の交付の決定の全部または一部の取消しをした場合において、既に交付金の交付がされているときは、期限を定め、その額と変更後または取消し後の額との差額の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第12条 町会は、前条の規定により交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第13条 市長は、町会が交付金の返還を命ぜられ、当該交付金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、当該町会に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該交付すべき補助金等の交付を一時停止し、または当該交付すべき補助金等と返還を命ぜられた交付金または延滞金の未納付額とを相殺することができるものとする。
(帳簿および書類の備付け)

第14条 町会は、町会が交付金の交付を受け実施した事業に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿および書類については、交付金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(市の市民生活推進業務への協力)

第15条 交付金の交付を受けた町会は、市が実施する市民生活の推進に係る業務に協力するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年6月1日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 函館市町会交付金交付要綱(昭和49年4月6日制定。次項において「旧要綱」という。)は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、旧要綱の規定に基づいて届出された町会は、この要綱の規定に基づいて届出された町会とみなす。
- 4 戸井町、恵山町、椴法華村および南茅部町の編入の日(以下「編入日」という。)前の椴法華村の区域内に所在する町会に交付する平成17年度の交付金の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、編入日前に椴法華村において定めた椴法華村町内会補助金の交付基準により算出した額(次項において「旧基準額」という。)から同項の規定により算出した額(以下「市基準額」という。)を減じた額に3分の2を乗じて得た額と、市基準額の合計額とする。
- 5 編入日前の椴法華村の区域内に所在する町会に交付する平成18年度の交付金の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧基準額から

市基準額を減じた額に3分の1を乗じて得た額と、市基準額との合計額とする。

附 則

この要綱は、平成2年7月26日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年5月25日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 函館市町会交付金交付要綱運用規程は、廃止する。
- 3 平成21年度において改正前の函館市町会交付金交付要綱（以下この項において「改正前の要綱」という。）に基づく交付金の交付を受けた町会に係る改正前の要綱第7条の実績報告書の提出については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3項の規定は、令和5年度以後の年度分として交付する交付金について適用する。
- 3 この要綱の施行の日の前日までに令和5年度分の交付金の交付の決定を受けた町会であって、改正後の第3条第3項の規定の適用により当該年度分の交付金として算定される額が増額されるものは、第7条の規定の例により交付金の増額を申請することができる。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、第8条の規定の例により交付金を増額するものとする。